

鳥取県公報

令和5年1月13日(金) 号外第1号

毎週火・金曜日発行

次 目 ◇規 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正す 則 る規則(1)(デジタル改革推進課)・・・・・・・・・・・・・・・3 訓 令 鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令(1)(人事企画課)・・・・・・・・・4 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信 示 の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の廃止 (25) (デジタル改革推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 教委告示 鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信 の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等の廃止 (1) (小中学校課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 **----**公布された規則のあらまし**-**-

◇鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

県民の利便性の向上並びに行政手続の簡素化及び効率化を図るため、電子情報処理組織を使用する適用手続 の公開の取扱いを変更する。

2 規則の概要

- (1) 県の機関が情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする適用手続について、イン ターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 治 伸

鳥取県規則第1号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

(適用手続の公表)

第3条 県の機関は、県の機関が条例及びこの規則の┃第3条 県の機関は、県の機関が条例及びこの規則の 規定により情報通信の技術を利用する方法により行 わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (以下この条において「適用手続」という。) につ いて、インターネットの利用その他の方法により当 該適用手続の根拠となる条例等の名称及び条項並び に当該適用手続の内容を公表するものとする。

(適用手続の公示)

規定により情報通信の技術を利用する方法により行 わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等 (以下この項において「適用手続」という。) につ いて、あらかじめ、当該適用手続の根拠となる条例 等の名称及び条項並びに当該適用手続を適用する日 を公示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令 訓

鳥取県訓令第1号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程(平成8年鳥取県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(交通法規の遵守等)	(交通法規の遵守等)
第5条の2 略	第5条の2 略
2 職員は、国内で自転車に乗車するときは、乗車用	2 職員は、県内で自転車に乗車するときは、乗車用
ヘルメットを着用するよう努めなければならない。	ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第25号

次に掲げる告示は、令和5年1月13日限り廃止する。

令和5年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成16年鳥取県告示第766号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成16年鳥取県告示第970号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成17年鳥取県告示第59号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成17年鳥取県告示第279号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成18年鳥取県告示第15号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成19年鳥取県告示第220号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成25年鳥取県告示第174号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成30年鳥取県告示第183号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

平成30年鳥取県告示第728号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

令和2年鳥取県告示第149号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

令和2年鳥取県告示第267号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

平成17年鳥取県教育委員会告示第4号(鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規 則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について)は、 令和5年1月13日限り廃止する。

令和5年1月13日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹